

## J∞QUALITY 商品認証ラベルの発給システムについて

J∞QUALITY 商品認証事業規約（以下：規約という）第 8 条の規定により、J∞QUALITY 認証商品（以下：商品という）の販売に当たっては、一般社団法人日本ファッション産業協議会（以下：協議会という）が指定する J∞QUALITY 認証下札（以下：下札という）を商品に付加しなければならない。尚、下札に加えて J∞QUALITY 認証織ネーム（以下：織ネームという）を付加することができる。ただし、下札及び織ネームは、協議会が指定する J∞QUALITY 認証ラベル発給業者（以下：指定業者という）より購入するものとする。尚、商品を販売する企業は、規約第 5 条で規定する企業認証取得の際に、規約第 9 条で規定する「J∞QUALITY 認証ロゴマークの使用契約書」を協議会と締結していなければならない。また、商品に下札及び織ネームを単独で付加することはできない。必ず当該商品のブランド下札及び、ブランド織ネームと共に付加しなければならない。

### 【下札の発給】

#### ①J∞QUALITY 下札発注申請書（様式 16 号）の提出

下札を購入するには、J∞QUALITY 商品認証を取得した企業（以下：認証企業という）が、WEB 上から「J∞QUALITY 下札発注申請書（様式 16 号）」をダウンロードし、必要事項を記入して J∞QUALITY 運営事務局が業務委託契約した指定業者（以下：指定業者）と事務局へメールにて申請。納期は、原則受注後 1 週間以内の発送とする。尚、下札の種類、デザイン、価格は、商品認証取得時に事務局から商品認証申請者へメールにて送付する。

#### ②指定業者は、メールにて受け取った J∞QUALITY 下札発注申請書の内容を確認し、毎月末、事務局へ発注情報を伝達し共有する。

この下札発給については、別紙の図解「J∞QUALITY 認証ラベル発給システムフローチャート」を参照。

## 【織ネームの発給】

### ①J∞QUALITY 織ネーム発注申請書（様式17号）の提出

織ネームを購入するには、認証企業が、WEB上から「J∞QUALITY 織ネーム発注申請書（様式17号）」をダウンロードし、必要事項を記入して指定業者と事務局へメールにて申請。納期は、原則受注後30日以内の発送とする。尚、下札の種類、デザイン、価格は、商品認証取得時に事務局から商品認証申請者へメールにて送付する。

### ②指定業者は、メールにて受け取ったJ∞QUALITY 織ネーム発注申請書の内容を確認し、毎月末、事務局へ発注情報を伝達し共有する。

この織ネーム発給については、別紙の図解「J∞QUALITY 認証ラベル発給システムフローチャート」を参照